

令和元年台風第19号に係る被害住宅の確認検査申請手数料免除について

1 対象区域

岩手県全域

2 免除する手数料

(1) 令和元年台風第19号により全壊、大規模半壊、半壊、又は床上浸水した被災住宅に代わるものとして、新築、増築、改築、移転、大規模の修繕又は大規模の模様替えを行う住宅の確認検査手数料。

(2) 免除を受けようとする場合は、確認申請書又は完了検査申請書を提出する際に、併せて「建築確認申請手数料免除申請書」又は「完了検査申請手数料免除申請書」の提出を行うものとする。

3 免除の実施期間

令和元年12月1日から当面の間

4 免除する住宅の手数料の額

1件につき、次の表に掲げる額とする。

床面積の合計	免除する確認申請手数料の額	免除する完了検査手数料の額
30㎡以内のもの	9,000円	16,000円
30㎡を超え100㎡以内のもの	15,000円	20,000円
100㎡を超え200㎡以内のもの	22,000円	25,000円
200㎡を超え500㎡以内のもの	28,000円	34,000円
500㎡を超えるもの	免除対象外	免除対象外
法第56条第7項の天空率適用のもの	5,000円	—
法第6条の4の特例なしのもの	5,000円	—

※確認申請には計画変更を含む

5 書式

- ・建築確認申請手数料免除申請書
- ・完了検査申請手数料免除申請書

令和元年12月2日